

- 本資料の全部又は一部を、社会保障教育の推進以外の目的で使用することはできません。
- 本資料の全部又は一部を、児童・生徒・学生に対して授業・試験等において社会保障教育のために配布する以外の用途で使用される場合は、必ず出典の記載をお願いします。  
(出典) 厚生労働省「人生100年時代の社会保障を考える『主体的・対話的で深い学び』実現のための高校生向け社会保障教育指導者用マニュアル」(2022年3月)

ちょうど1年ほど前、私はとても焦っていた。もうすぐ59歳になる。そして次は60歳、還暦だ。少し前の時代であれば、60歳となれば定年退職し、人生のセカンドステージの幕開けとなつた。しかし、40歳直前で授かった子どもは2人とも未だ学生で、自立して手が離れるにはまだ数年かかるだろう。その上、実母は94歳で、同居していないとはいえ、通院や急な入院などにはお手伝いの依頼がある。私自身は、短大を卒業すると同時に会社に勤め、転職もパートタイム勤務も経験し、嫁いでからは自営業の夫を手伝っている。これまで仕事や家事、子育て、夫の両親の介護と忙しく暮らしてきた。それなりに充実してはいたが、自分のための時間というものがなく、家族のために人生を生きているような気がしていた。世間からは「××さんちのお嫁さん」「△△さんの奥さん」「○○ちゃんのお母さん」と呼ばれるのみだ。今までの人生が、中身の詰まっていないがらんどうのような気がして、空しさを感じていた。

ある日、「ねんきん定期便」という水色の封筒が日本年金機構から送られてきた。年に一度、ハガキでのお知らせは受け取っていた記憶がある。ところが、今回は大きな封筒で「お客様への大切なお知らせ」と大きく赤い文字で記されている。家事の合間にエプロンで手拭いて、封を開けてみた。たくさん文字がある書類を斜めに読み飛ばし、何枚かめくって目に飛び込んできた書類を見て、胸が詰まりそうになった。そこには初めて就職した会社名、その後のパートの時代、そこで正社員になって現在の仕事につながる会社に転職し結婚……。今まで私が厚生年金や国民年金の保険料を納めた月数が、勤め先の会社名とともに記入してあった。年月をたどれば空白期間はなく、卒業してから今まで私は40年近く年金を払い続けていた。「頑張ったんだ、私……」そう小さく声が出て、涙があふれ出した。もう一枚ページをめくると、厚生年金保険料の納付額が、年度の月ごとに記入されていた。そして次は国民年金保険料のページ。「納付済」の文字が、整然と並んでいた。

ほとんどが結婚後の納付だから、25年を超える年月、毎月納めてきたことになる。私は思わずそのページをてのひらでなでていた。ここには間違いない、社会人となってからの私の人生がある。家族も知らない、私さえも普段は思い出しましないが、私自身が年金を納付し続けたことが確かに記されている。忘れずに誰かが記録し続けてくれた。ありがたいことだ。そのときなぜか「ねんきん君」という言葉が浮かんだ。それから「ねんきん君」は、ずっと私の人生の伴走者だ。右肩あたりにちょこんと座って、今日も私を見守ってくれている。なぜだか封筒と同じ水色のベストを着ているような気がしている。

現在、私はご縁があって厚生年金保険料を払い続けている。60歳で国民年金を払い終えるのは、肩の荷が下りるような気がしていたが、こうしてまた払い続けることが出来るのは、健康である証拠だとも思っている。また、思いがけないことだったが、実は近しい人が病気のために障害者となり、この度障害年金を受け取ることになった。「みんなで支え合うシステム」という社会保険の考え方を、まさに身近に感じている。

そして今年、息子が就職した。通帳を見ながら「給料が少ない」と不満そうだったので、給料明細を見せてもらった。「会社から支給された金額はこれなの。そこから、いくつか引かれてその残りがいただけるの。20歳になつたら年金に入る義務があるということは話したことがあったでしょう？学生の間はお父さんが代わりに保険料を払っていたけど、ここに、厚生年金と記載があるよね。社会人になったから、これからは自分で払っていくのよ。これは、老後の生活を支えることになるし、万が一何かあつたらみんなで支え合うという仕組みになっているのよ。」

この先、彼は年金を納め続けるのだろう。それは将来のため、もしもの時のためではあるが、振り返ったときに彼の人生の軌跡となるだろう。ピンとこないな、とても言いたげに給料明細を見る息子の右肩に、水色の物がチラッと見えた気がした。

「ねんきん君、今度は息子のことを頼んだよ！」

# 「わたしと年金」エッセイを読んでみよう（遺族年金） 令和5年度 受賞作品（高校生）

「マイナンバーは、年金を必要とする方にとって頼もしい味方になってくれます！」

この言葉は、知り合いの社会保険労務士の方から聞いた言葉で、私の印象に強く残っています。

私の祖父母は2人とも年金を受給して生活していましたが、昨年の4月に大好きだった祖父が他界しました。体調に異変を感じ、病院に行って癌が発覚してからわずか三週間でした。幼いころからずっと一緒にいた祖父の死を信じることができず、とても辛かったです。残された祖母はずっと専業主婦だったので、国民年金から老齢基礎年金を受給していました。約40年仕事をしてきた祖父の年金が無くなってしまったら、祖母の生活が成り立たなくなってしまうのではないかと、私たち親族は心配していました。年金の手続きがよく分からなかったこともあり、社会保険労務士という方にお願いして年金の手続きを依頼することになったのですが、そこで初めて私は、祖父の年金が遺族厚生年金となって祖母が受給できるということを知りました。年金というと、高齢者が今まで支払ってきた保険料をもとに受け取る老齢年金しかイメージがありませんでしたが、老後の生活の柱であった祖父が亡くなった時に、祖父の年金の一部を遺族年金として祖母が受け取れるようになることを知り、年金制度は良くできているのだなと感心しました。

同時に、大好きな祖父母のために、何か私にできることはできないのだろうかと思いました。そこで私は、社会保険労務士の方に手続きをお願いするにあたり、「祖父母の年金の手続きについて、何か私にできることはないでしょうか？」と聞いてみたところ、年金請求書類作成のお手伝いをすることになり、また、実際に請求する際も一緒に連れていっていただくことになりました。請求書類を準備する中、添付する書類が必要となり、今回、戸籍謄本という書類を取り寄せることになりました。社会保険労務士の方は、「以前は、住民票や住民票除票、課税証明書等、たくさんの書類を添付しなければならならず、書類取り寄せが大変でした。しかし今は、マイナンバーの利用によって、大部分の添付書類が省略できるようになってきたのですよ！」とお話ししてくれました。今後、戸籍謄本についてもマイナンバー利用が可能になるとのことで、年金を必要とする方にとって益々便利になっていくのだと感じました。

実際に請求するため、街角の年金相談センターという場所へ同行しましたが、当時中学3年生だった私にも相談員さんがとても優しく接してくださいり、安心して一緒に請求することができました。そして、この手続きが無事に完了したことで、現在、祖母は老齢基礎年金に加えて遺族厚生年金を受給し安心して生活できています。

そして、今回の祖父母の年金請求がきっかけとなり、依頼した社会保険労務士の方と請求後も定期的にお会いし、年金制度のお話はもちろん現在話題となっている様々な社会問題についてもお話をさせていただいている。その中でも、障害年金は、障害者の方が直接請求するのは非常に大変で医療機関からの書類の取得、ご自身の今までの状況を書類にする等、本人が直接請求するのにハードルが少し高いということを知りました。例えば、もしマイナンバーが医療機関の情報とも連携し、医療機関の書類が省略できるような環境が整えば、障害者の方にとっても年金を請求しやすい世の中になるのではないかと、マイナンバーの可能性を感じています。

老齢年金だけでなく、遺族年金、障害年金と、人生の大きなターニングポイントに差し掛かった際、誰一人取り残すことなく安心して生活していくために社会保障として成立している大切な年金制度。昨今、マイナンバーの取扱いについては賛否両論ありますが、個人情報の管理に関する問題と、個人情報の効果的な使い方に関する問題は別個で取り扱うべきではないかと思います。是非、年金を必要とする方全員にとって良い方向へとマイナンバーが導いてくれたら嬉しいです。

高校生となった私は今、将来どのような大人になりたいのか、少しずつ考え始めています。まだまだ漠然としていますが、仕事を通じて、何か社会の役に立てる人間になりたいという気持ちが強くなってきました。どのような仕事を通じて私自身が社会の役に立てるのか、是非、大学へ進学して幅広く社会問題を学習し、私自身の将来に繋げていきたいと思います。もしかしたら、大切な祖母の生活を守ってくれた「年金」に携わる仕事も!?

# 「わたしと年金」エッセイを読んでみよう（障害年金） 令和2年度 受賞作品（30代 男性）

私は 21 歳のときから障害年金を受け取っている。大学で部活動中の事故による怪我が原因で右足を切断、障がい者となつたためだ。

ただ、障害年金の請求手続は私が行ったわけではない。車いすでの生活に加え、リハビリや義足作成のため通院以外の外出は難しく、母が役所の年金担当に相談し、必要書類を揃え申請した。

実は 21 歳での障害年金の申請はハードルが高い。障害年金制度には、すべての国民が国民年金へ加入する 20 歳から傷病の初診日までの間に一定期間以上年金保険料を納付、免除もしくは学生の保険料猶予（学生納付特例）を受けていなければ障害年金がもらえない「納付要件」というルールがあるからだ。保険料を支払わざ放置していると、怪我や病気によってどんなに重い障がいを負ったとしても、「もしもの時の生活保障」となる障害年金を受け取ることはできない。

事故当時 21 歳だった私は 20 歳の国民年金加入から約 1 年半と年金加入期間が短く、その半分以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予されていなければならなかった。このため、たった 1 カ月の「未納期間」が、「納付要件」という条件クリアに大きな影響を与えててしまうのだ。

20 歳当時学生だった私が「将来障がい者になり、障害年金を申請する立場に置かれる」ことまで考えているはずもなく、「20 歳の国民年金の加入手続」も、「学生納付特例手続」も全て私の 20 歳到達とともに母が仕事の合間に役所で手続をしてくれていた。私は母に言われるがまま学生納付特例手続に必要な「学生証の写し」をコピーし、母のもとへ郵送しただけだ。母が私の学生納付特例手続を行っていなければ、私は障害年金を受け取ることができないどころか、手術費用や入院費用、その後の義足作成費用などの負担が重くのしかかっていただろう。

事故後、障害年金の手続を役所で行った際、私の年金記録を確認した年金担当から母はこう言わされたそうだ。「お母さん、息子さんの学生納付特例、ちゃんとしておいてよかったですね」と。母はいつも「当然のこととしたままでだ」とは言うが、母もまさか自分の息子が障がい者になるとは夢にも思ってはいなかつただろうし、きちんと私の年金の手続をしてくれていたからこそ、私の今的人生があることを考えると、感謝してもしきれない。

そんな私はどのような巡りあわせか、現在市役所で年金担当として働いている。日々年金手続の受付業務の中で、当然「学生納付特例手続」を受付するのだが、学生本人や母親などの現役世代の方は「年金と言えば高齢者がもらう老齢年金」という認識が強い。「学生納付特例なんてする意味があるの?」「保険料なんて支払う意味なんてあるの?」「少子高齢化で私たちが高齢者になったら年金はもらえないんでしょ?」といった質問を数多く受ける。そんなときは現役世代が支払う保険料と高齢者の方が受け取る年金の関係など「公的年金制度の仕組み」の説明や、自分自身の経験などを踏まえながら「障害年金や遺族年金など、納付や免除をすることであなた自身に起こるかもしれない、転ばぬ先の杖となるような年金があるんですよ」というお話をさせていただき、納得していただいた上で、保険料の納付や免除・猶予手続を進めていただいている。

一方で、日々の業務の中で窓口対応をしていると、初診時に年金に加入していない、保険料の納付が少ないことで納付要件を満たすことができないなどの理由により、残念ながら障害年金の受給に結び付かなかつた方と接することもある。「早く教えてくれれば私だって加入や納付・免除手続をしたのに…」「市役所の年金担当から案内されたことが無い…」「障害者手帳があるのに年金担当から教えてもらえなかつた…」といったご指摘を受けることも多い。「年金は申請主義」と言えばそれまでなのだが、本来受け取ることができたかもしれない年金が受け取れない状況が生まれないよう、「案内を行う側」である私がもっと「公的年金制度」について情報をお客様へ伝えていかなければならぬと日々痛感している。

年金業務に携わる者としていつも心がけていることがある。年金の手続・相談に来られた方で、杖についていたり、障害者手帳や療育手帳を持っていたり、「うつ」などの精神障害を患われて退職した方などには「障害年金をご存知ですか?」という質問を意識的に行うことだ。その方の傷病や障がいがすぐに年金申請に結び付かなかつたとしても、「障害年金の制度自体を知らなかつた」、「私の病気で障害年金を申請できると思わなかつた」といった言葉をいただくことが多い。

市役所の年金担当職員として、老後の年金だけでなく、予期せぬ事故後の生活を助ける障害年金や、大切な人を失われた遺族の生活を保障する遺族年金など、公的年金制度の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていくことが事故後の生活を公的年金制度に助けられた私の大切な使命であると思っている。

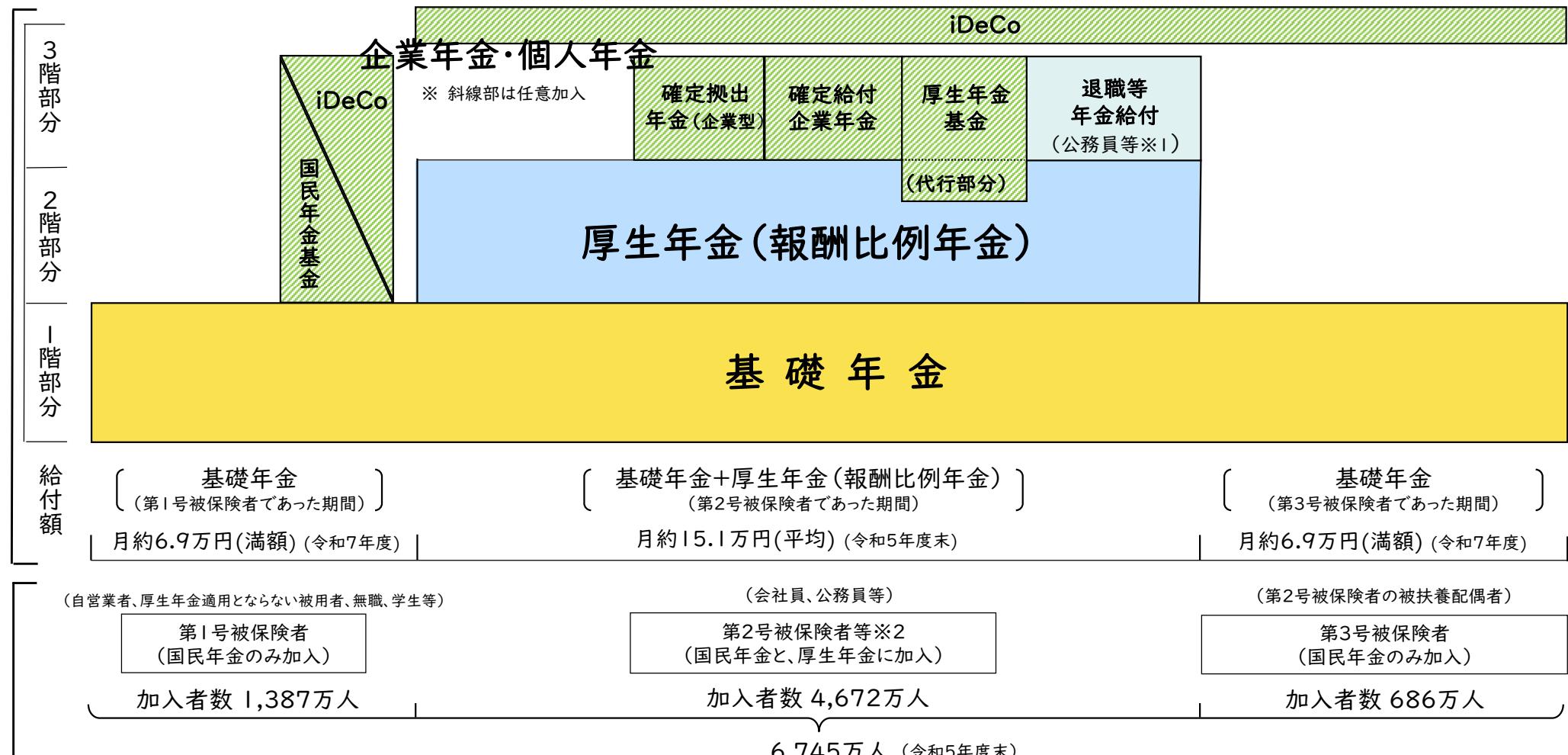
# 「わたしと年金」エッセイを読んでみよう

エッセイを読んで理解したことを書いてみよう。

# 年金制度の仕組み

- ✓ 年金給付は、「3階建て」の構造。
- ✓ 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

年金給付

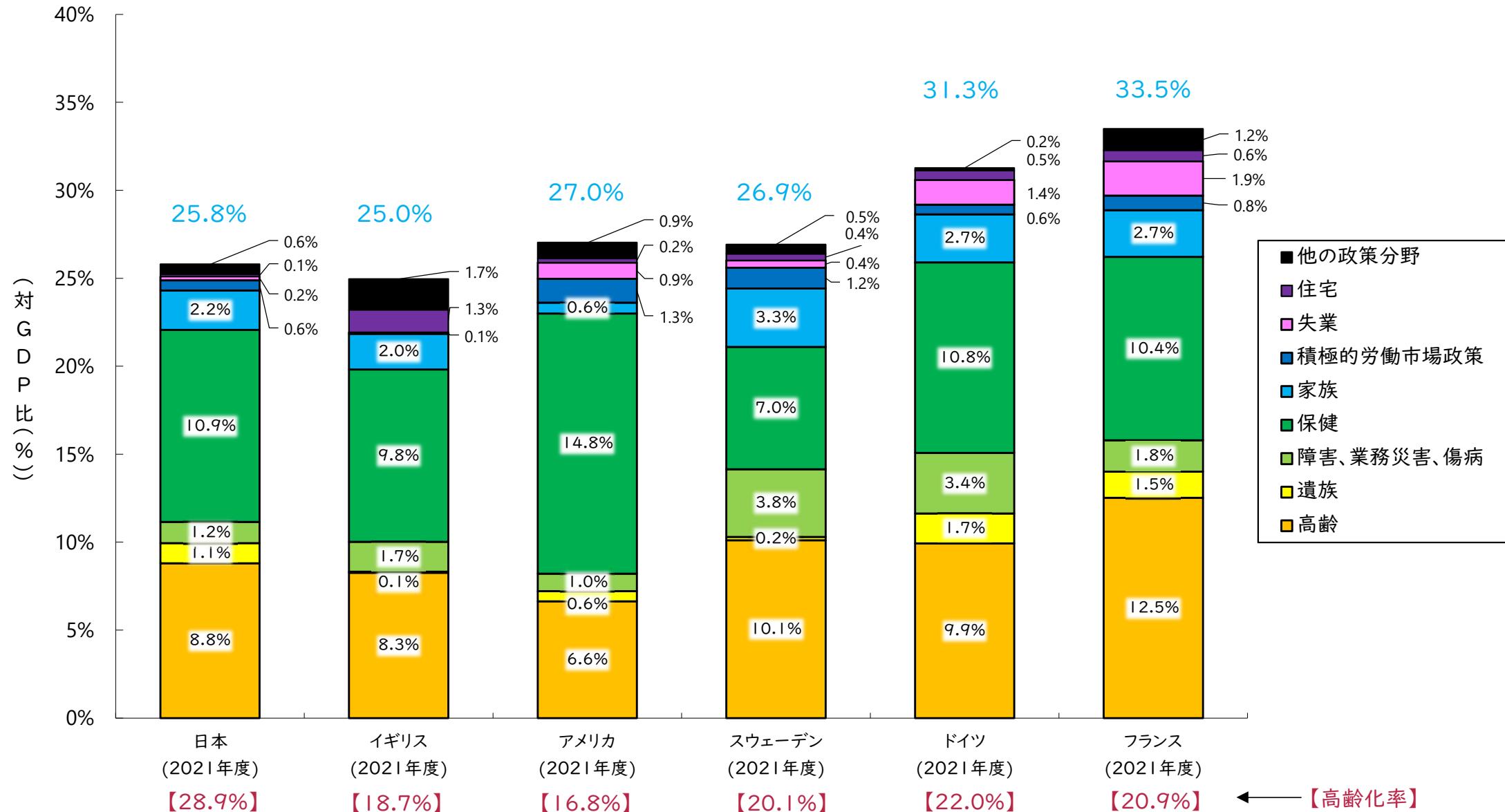


\*1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。

ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

\*2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のこと(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

# 政策分野別社会支出の国際比較



資料: 2021年度の社会支出は、OECD: "Social Expenditure Database"に基づき、厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室で算出したもの(20250912閲覧)。  
ここで、社会支出は、公的社会支出(Public Expenditure)+義務的指摘社会支出(Mandatory Private Expenditure)。

高齢化率は人口統計資料集(国立社会保障・人口問題研究所)の2021年の数値。

(注) アメリカについては、2014年にいわゆるオバマケア(Patient Protection and Affordable Care Act)が施行され、個人に対し医療保険への加入が原則義務化されたことに伴い、それまで任意私的支出(Voluntary Private Expenditure)とされてきた民間の医療保険支出が、義務的私的支出(Mandatory Private Expenditure)として社会支出に計上されることになった。